

袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例（案）の逐条解説

第 1 条（目的）

（目的）

第 1 条 この条例は、再生資源物の屋外における適正な保管について必要な事項を定めることにより、屋外保管された再生資源物の火災の発生又は延焼、崩落、飛散その他の事故等を防止するとともに、屋外保管に伴う騒音、振動、悪臭、水質の汚濁等の発生を防止し、又は軽減し、もって市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例の目的を規定するものです。この条例の解釈及び運用は、本条の目的規定を基本として行われます。

【解説】

近年、アジア地域の成長により、金属スクラップをはじめとした再生資源物の需要が、海外において急速に高まっており、有価物として日本から輸出されています。

本市は、輸出港に近いといった地理的特性や、首都圏の中でも土地の価格が安いことなどから、再生資源物を屋外保管する事業場（以下「屋外保管事業場」といいます。）が複数存在しており、今後も増加することが見込まれます。

しかしながら、このような屋外保管事業場は、法令等による規制の対象となっておらず、再生資源物の搬出入時における重機による騒音や振動、保管物を溶断する際に発生する煙や悪臭の発生や、再生資源物に付着する油の処理等に関し、周辺住民の生活環境等に支障をきたしており、市民等から多数の通報や苦情が寄せられています。

さらに、再生資源物には、発火のおそれがあるリチウムイオン電池

等が含まれることがあるため、火災の発生や延焼の危険性があり、また、再生資源物が屋外保管されることで、近年発生している豪雨や台風等の災害により、当該再生資源物の崩落、飛散等が懸念され、市民生活の安全を脅かしています。

そのため、市民生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全を図ることにより、市民が安全・安心に生活を送ることができるよう、再生資源物の屋外保管について規制する必要があります。

第2条（定義）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生資源物 使用を終了し、再生資源として収集された木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器、プラスチックその他これらに類する材質を原材料とするもの（分解、破砕、圧縮等の処理がされたものを含む。）及びこれらの混合物をいう。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第121条の規定により当該廃棄物とみなすものを含む。）及び法第17条の2第1項に規定する有害使用済機器に該当するものを除く。
- (2) 屋外 建物（屋根、周壁及び床又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物をいう。）の外をいう。
- (3) 屋外保管 業として再生資源物の取引を行うため屋外において再生資源物を保管することをいう。
- (4) 屋外保管事業場 市内において屋外保管を行う場所（屋外保管に伴い再生資源物の破砕、選別、積替えその他の作業を行う場所を含む。）をいう。
- (5) 屋外保管事業者 屋外保管を行う者をいう。
- (6) 許可屋外保管事業場設置者 第6条の許可を受けた屋外保管事業者をいう。

【趣旨】

本条は、この条例における用語の定義について規定するものです。

【解説】

この条例において、「再生資源物」とは、使用を終了し、再生資源とし

て収集された木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器、プラスチックその他これらに類する材質を原材料とするもの（分解、破砕、圧縮等の処理がされたものを含む。）及びこれらの混合物をいいます。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物（使用済自動車の再資源化等に関する法律第121条の規定により当該廃棄物とみなすものを含む。）及び法第17条の2第1項に規定する有害使用済機器に該当するものを除きます。

また、この条例において、「屋外」とは、建物（屋根、周壁及び床又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物をいう。）の外をいい、業として再生資源物の取引を行うため、屋外で再生資源物を保管することを「屋外保管」といいます。

屋外保管を行う場所で再生資源物の破砕等の作業を行う場所を「屋外保管事業場」といいます。

屋外保管を行う者を「屋外保管事業者」、市長から許可を受けて屋外保管を行う者を「許可屋外保管事業場設置者」といいます。

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2～6 （略）

（有害使用済機器の保管等）

第十七条の二 使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（以下この条及び第三十条第六号において「有害使用済

機器」という。)の保管又は処分を業として行おうとする者(適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く。次項において「有害使用済機器保管等業者」という。)は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2～6 (略)

○使用済自動車の再資源化等に関する法律(抜粋)

(廃棄物処理法との関係)

第二百一十一条 使用済自動車、解体自動車(第十六条第四項ただし書又は第十八条第二項ただし書の規定により解体自動車全部利用者に引き渡されたものを除く。)及び特定再資源化物品については、これらを廃棄物(廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物をいう。)とみなして、この法律に別段の定めがある場合を除き、廃棄物処理法の規定を適用する。

第3条（屋外保管事業者等の責務）

（屋外保管事業者等の責務）

- 第3条 屋外保管事業者は、この条例の規定により適正な屋外保管をするほか、法令等に従って当該屋外保管事業場を適正に管理運営しなければならない。
- 2 屋外保管事業者は、自己の管理する屋外保管事業場に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たらなければならない。
- 3 屋外保管事業場を設置しようとする者は、屋外保管事業場の用に供するものとして土地を譲り受け、又は使用しようとするときは、その旨を土地所有者に説明しなければならない。
- 4 排出事業者（事業活動に伴い再生資源物を排出する者をいう。第20条において同じ。）は、環境基準（環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に規定する基準をいう。第11条第2項において同じ。）に適合しない再生資源物を屋外保管の用に供されることのないよう努めなければならない。
- 5 再生資源物の運搬を行う者は、屋外保管される再生資源物を運搬しようとするときは、当該再生資源物の汚染状況を確認し、屋外保管による市民生活の安全又は生活環境の保全上支障が生ずるおそれのある再生資源物を運搬することのないよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、屋外保管事業者等の責務について規定するものです。

【解説】

<第1項関係>

屋外保管事業者は、再生資源物の屋外保管をするに当たり、第9条に規定する保管基準等を遵守し、市民生活の安全又は生活環境への悪影響の防止に対して、基本的な責務があることを定めるものです。

< 第 2 項関係 >

屋外保管事業者は、自己の管理する屋外保管事業場に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たらなければならない責務があることを定めるものです。

< 第 3 項関係 >

屋外保管事業場を設置しようとする者は、屋外保管事業場の用に供するものとして土地を譲り受け、又は使用しようとするときは、その旨を土地所有者に説明しなければならない責務があることを定めるものです。

< 第 4 項関係 >

再生資源物の多くは、解体工事等から発生するものです。排出事業者は、環境基準に適合しない再生資源物が屋外保管されることのないよう努める責務があることを定めるものです。

< 第 5 項関係 >

再生資源物の運搬を行う者は、自らが運搬する再生資源物の汚染状況を確認した上で、市民生活の安全又は生活環境の保全上支障が生ずるおそれのある再生資源物を運搬することのないよう努める責務があることを定めるものです。

○環境基本法（抜粋）

第十六条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2～4 （略）

第4条（土地所有者の責務）

（土地所有者の責務）

第4条 土地の所有者は、屋外保管事業場の用に供するものとして土地を譲渡し、又は使用させようとするときは、当該屋外保管事業場が市民生活の安全及び生活環境の保全上支障がないものであることを確認しなければならない。

2 土地の所有者は、当該土地に設置された屋外保管事業場に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たらなければならない。

【趣旨】

本条は、土地の所有者の責務について規定するものです。

【解説】

<第1項関係>

土地の所有者は、屋外保管事業場の用に供するものとして土地を譲渡し、又は使用させようとするときは、当該屋外保管事業場が市民生活の安全及び生活環境の保全上支障がないものであることを確認しなければならない責務があることを定めるものです。

<第2項関係>

土地の所有者は、当該土地に設置された屋外保管事業場に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たらなければならない責務があることを定めるものです。

第5条（市の責務）

（市の責務）

第5条 市は、この条例の目的を達成するため、関係行政機関及び関係地方公共団体と連携し、市民生活の安全及び生活環境の保全に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、市の責務について規定するものです。

【解説】

市は、市民生活の安全や生活環境の保全に努めるため、関係行政機関及び関係地方公共団体と連携することを定めるものです。

第6条（屋外保管事業場の許可等）

（屋外保管事業場の許可等）

第6条 屋外保管事業場を設置しようとする者は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ規則で定めるところにより、設置する屋外保管事業場ごとに、市長に屋外保管事業場の設置に関する計画その他の必要な事項を記載した申請書及びその添付書類を提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 当該屋外保管事業場の敷地面積が100平方メートルを超えない場合（敷地が隣接する屋外保管事業場にあつては、その敷地が隣接する屋外保管事業場の各敷地面積の合計が100平方メートルを超える場合を除く。）
- (2) 屋外保管以外の事業（再生資源物の破砕、選別、積替えその他の事業を除く。）を本来の業務として行う者が、当該本来の業務を行う事業場において当該本来の業務に付随して屋外保管を一時的に行う場

合

- (3) 当該屋外保管事業場が、使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第1項の規定による解体業の許可又は同法第67条第1項の規定による破砕業の許可を受けた者のそれぞれ当該許可に係る事業所に該当する場合
 - (4) 当該屋外保管事業場が、千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例（平成26年千葉県条例第55号）第3条第1項の規定による届出に係るヤードに該当する場合
- 2 前項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して5年とし、同項の許可は、その有効期間ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
 - 3 前項の更新の申請があった場合において、従前の許可の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、その有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
 - 4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、更新後の許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
 - 5 市長は、第1項の許可の申請が次の各号（第2項に規定する更新の場合にあっては、第1号及び第2号）のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第1項の許可をしてはならない。
 - (1) 屋外保管事業場の設置に関する計画が、第9条第1項本文及び第10条第1項（第2項に規定する更新の場合にあっては、第9条第1項本文及び第10条第1項第2号）の基準並びに市民生活の安全及び生活環境の保全上支障がないものとして規則で定める基準に適合するものであること。
 - (2) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 精神の機能の障害により、屋外保管の業務を適切に行うに当たっ

- て必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- エ 法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で規則で定めるもの若しくはこの条例若しくはこれらの法令若しくはこの条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。第19条第1項第1号において同じ。）の規定に違反したことにより、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- オ 法第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは法第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは浄化槽法第41条第2項又はこの条例第19条第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（法第7条の4第1項第3号若しくは法第14条の3の2第1項第3号（法第14条の6において準用する場合を含む。）又はこの条例第19条第1項第3号に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知（この条例の規定による当該取消しの処分にあつては、袖ヶ浦市行政手続条例（平成8

年条例第19号)第15条の規定による通知。以下この号において同じ。)があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。)であった者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。)

カ 法第7条の4若しくは法第14条の3の2(法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは浄化槽法第41条第2項又はこの条例第19条第1項若しくは第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第7条の2第3項(法第14条の2第3項及び法第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。キにおいて同じ。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出若しくは浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出又はこの条例第13条第1項ただし書の規定による全部の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの

キ カに規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出若しくは浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出又はこの条例第13条第1項ただし書の規定による全部の廃止の届出があった場合において、カの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止に

ついて相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは規則で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の規則で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ク 屋外保管に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めらるるに足りる相当の理由がある者

ケ 暴力団員等(袖ヶ浦市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。スにおいて同じ。)

コ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)がアからケまでのいずれかに該当するもの

サ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからケまでのいずれかに該当する者のあるもの

シ 個人で規則で定める使用人のうちにアからケまでのいずれかに該当する者のあるもの

ス 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(3) 申請者が、第8条第1項に規定する説明会を開催し、又は同条第2項に規定する措置を講じていること。

6 許可屋外保管事業場設置者は、規則で定めるところにより、許可に係る屋外保管事業場について、市長に必要な事項を記載した申請書及びその添付書類を提出して検査を受け、当該屋外保管事業場が当該許可に係る申請書及びその添付書類に記載した屋外保管事業場の設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

7 第1項の許可には、市民生活の安全又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

8 第1項第1号に規定する屋外保管事業場の敷地面積がその敷地の変更等により100平方メートルを超えることとなる場合は、当該屋外保管

事業場における屋外保管事業者を同項に規定する屋外保管事業場を設置しようとする者とみなす。

【趣旨】

本条は、屋外保管事業場を設置しようとする者は、市長の許可が必要となることなどを規定するものです。

【解説】

<第1項関係>

屋外保管事業場を設置しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないことを定めるものです。ただし、次に掲げる場合には、許可を受ける必要はありませんが、第9条に規定する屋外保管事業場の保管基準を遵守しなければなりません。

- ・屋外保管事業場の敷地面積が、100平方メートルを超えない場合（第1号）
- ・本来の業務に付随して、屋外保管を一時的に行う場合（第2号）

※ 例えば、製品の返品又は交換のために工場等が回収し、一時的に屋外保管をしている再生資源物、リサイクルショップ等が販売する目的ではなく、一時的に屋外保管している再生資源物等が該当します。

- ・屋外保管事業場が、使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第1項の規定による解体業の許可又は同法第67条第1項の規定による破砕業の許可を受けた者のそれぞれ当該許可に係る事業所に該当する場合（第3号）
- ・屋外保管事業場が、千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例第3条第1項の規定による届出に係るヤードに該当する場合（第4号）

<第2項関係>

屋外保管事業者のより一層の資質の向上と信頼性の確保を図るため、

許可を更新制とし、5年ごとに許可を更新しなければならないことを定めるものです。

<第3項関係>

再生資源物の屋外保管の許可の更新申請がされた場合において、従前の許可の有効期間の満了の日までに更新申請に対する処分がされないときは、従前の許可の有効期間の満了後も、当該更新申請に対する処分がなされるまでの間、従前の許可は効力を有することを定めるものです。

<第4項関係>

前項の許可の更新がされたときは、更新後の許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算することを定めるものです。

<第5項関係>

市長は、次のいずれにも適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならないことを定めるものです。

- ・屋外保管事業場の設置に関する計画が、第9条第1項の保管基準等、市民生活の安全及び生活環境の保全上支障がないものとして規則で定める基準に適合するものであること。
- ・申請者が、欠格要件に該当しないこと。
- ・申請者が、説明会の開催等を行っていること。

<第6項関係>

許可屋外保管事業場設置者は、市長に必要な事項を記載した申請書を提出して検査を受け、この計画に適合していると認められた後でなければ、屋外保管事業場を使用してはならないことを定めるものです。

<第7項関係>

許可には、市民生活の安全又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる旨を定めるものです。

<第8項関係>

屋外保管事業場の敷地面積が、100平方メートルを超えることとなる場合は、当該屋外保管事業場における屋外保管事業者を、屋外保管事

業場を設置しようとする者とみなすことを定めるものです。

○使用済自動車の再資源化等に関する法律（抜粋）

（解体業の許可）

第六十条 解体業を行おうとする者は、当該業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2～4 （略）

（破砕業の許可）

第六十七条 破砕業を行おうとする者は、当該業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2～4 （略）

○千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例（抜粋）

（特定自動車部品のヤード内保管等に係る届出）

第三条 特定自動車部品のヤード内保管等を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 ヤードの所在地
- 三 ヤードの規模、設備その他の概要
- 四 次条の規定により講ずる措置の内容
- 五 その他規則で定める事項

2・3 （略）

第7条（事前協議）

（事前協議）

第7条 前条第1項又は第13条第1項本文の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、屋外保管事業場の計画について市長と協議しなければならない。

【趣旨】

本条は、屋外保管事業場の設置に係る事前協議について規定するものです。

【解説】

屋外保管事業場の設置に係る許可の申請を予定している者は、許可の申請前に、屋外保管事業場の計画について市長と協議しなければならないことを定めるものです。

第8条（説明会の開催等）

（説明会の開催等）

第8条 第6条第1項の許可又は第13条第1項本文の変更の許可の申請をしようとする者（以下この条において「許可申請予定者」という。）は、当該許可の申請をする日の1月前までに、当該許可の申請に係る屋外保管事業場の周辺に居住する者その他の規則で定める者（次項及び附則第7項において「周辺住民等」という。）に対して、許可申請予定者及び屋外保管事業場の現場責任者の連絡先その他の規則で定める事項（次項及び附則第7項において「周知事項」という。）を周知させるための説明会を開催しなければならない。

2 許可申請予定者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるところにより、前項に規定する説明会を開催することができ

ない場合は、当該許可の申請をする日の2週間前までに、周知事項を周辺住民等に周知させるために必要な規則で定める措置を講じなければならない。

【趣旨】

本条は、周辺住民等への説明会の開催等について規定するものです。

【解説】

<第1項関係>

許可申請予定者は、当該許可の申請をする日の1か月前までに、当該許可の申請に係る屋外保管事業場の周辺に居住する者その他の規則で定める者に対して、許可申請予定者等を周知させるための説明会を開催しなければならないことを規定しています。

<第2項関係>

許可申請予定者は、その責めに帰することができない事由で説明会を開催できない場合には、許可の申請をする日の2週間前までに、周知事項を周辺住民等に周知させるために規則で定める必要な措置を講じなければならないことを定めるものです。

第9条（屋外保管事業場における保管基準）

（屋外保管事業場における保管基準）

第9条 屋外保管事業者は、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

ただし、屋外保管に係る再生資源物が袖ヶ浦市火災予防条例（昭和46年条例第80号）第33条第1項に規定する指定可燃物である場合は、この限りでない。

(1) 屋外保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

ア 屋外保管の場所（屋外保管事業場内において、再生資源物を保管

するための用に供する区画をいう。以下同じ。)の周囲に囲いが設けられていること。

イ 規則で定めるところにより、屋外保管事業場の敷地の外部から見やすい箇所に屋外保管事業場である旨その他屋外保管事業場に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

(2) 屋外保管事業場から再生資源物又は当該屋外保管に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

ア 屋外保管する再生資源物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。

イ 容器を用いずに屋外保管する場合にあっては、積み上げられた再生資源物の高さが規則で定める高さを超えないようにすること。

ウ 屋外保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、屋外保管の場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。

エ その他規則で定める措置

(3) 屋外保管事業場において騒音又は振動が発生する場合にあっては、当該騒音又は振動によって市民生活の安全又は生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

(4) 屋外保管事業場における火災の発生若しくは延焼又は当該屋外保管事業場の外部への延焼を防止するため、規則で定める措置を講ずること。

(5) 屋外保管事業場には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置を講ずること。

2 敷地面積が100平方メートルを超えない屋外保管事業場については、前項第1号の規定は、適用しない。

3 工業専用地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1

項第1号に規定する工業専用地域をいう。)にある屋外保管事業場については、市長と袖ヶ浦市環境条例(平成11年条例第21号)第12条の規定による環境の保全に関する協定を締結することをもって、**第9条**第1項第2号イの高さ並びに規則で定める再生資源物の一の保管の単位の面積及び保管の間隔に係る保管基準の規定に代えることができる。

【趣旨】

本条は、屋外保管事業場における保管基準について規定するものです。

【解説】

環境保全措置が十分に講じられないまま、再生資源物の保管や溶断が行われることにより、騒音や振動の発生、油の流出等の生活環境保全上の支障が生じており、その対応をする必要があります。そこで、人の健康や生活環境に係る被害を防止するため、再生資源物を扱う屋外保管事業者に対し、保管基準を義務付ける旨を定めるものです。

<第1項関係>

屋外保管事業者は、次に掲げる基準を遵守しなければならないことを定めるものです。

- ・屋外保管の場所の周囲に囲いが設けられていること(第1項第1号ア)。
 - 再生資源物の屋外保管に当たっては、みだりに人が入り込まないように、また、再生資源物が周辺環境へ飛散・崩落しないように管理するため、囲いを設け、屋外保管の位置を明らかにする必要があります。
- ・屋外保管事業場の敷地の外部から見やすい箇所に屋外保管事業場である旨その他屋外保管事業場に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること(第1項第1号イ)。
 - 再生資源物の屋外保管に当たっては、再生資源物の屋外保管事業場である旨、管理者の氏名又は名称及び連絡先、保管品目等が表示

された掲示板を設ける必要があります。

- ・再生資源物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること（第1項第2号ア）。

→ 再生資源物の荷重が、直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある場合は、囲いが倒れ又は壊れることなどにより、再生資源物が周辺に崩落しないように、当該荷重に対して構造耐力上安全である必要があります。

- ・容器を用いずに屋外保管する場合にあっては、積み上げられた再生資源物の高さが、規則で定める高さを超えないようにすること（第1項第2号イ）。

→ 容器を用いずに屋外保管する場合、再生資源物の周辺への飛散・崩落の防止や、火災対策の観点から、保管の状況に応じて定められた高さを超えないようにする必要があります。

- ・屋外保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、屋外保管の場所の底面を不浸透性の材料（コンクリート等）で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること（第1項第2号ウ）。

→ 再生資源物は、内部に潤滑油等を含むものがあることから、屋外保管に際し、油の流出や汚水の発生、流出等が生じる場合には、公共用水域、土壌、地下水の汚染のおそれがあるため、周辺環境の汚染を防止する措置を講ずる必要があります。

- ・屋外保管事業場において騒音又は振動が発生する場合にあっては、当該騒音又は振動によって市民生活の安全又は生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること（第1項第3号）。

→ 屋外保管を行うに当たっては、再生資源物の搬出入に伴う車両の走行、車両からの積卸し、積み込み、選別時の重機の稼働等による騒音又は振動により、市民生活の安全又は生活環境の保全上悪影響を

及ぼさないよう必要な措置を講じる必要があります。

- ・屋外保管事業場における火災の発生若しくは延焼又は当該屋外保管事業場の外部への延焼を防止するため規則で定める措置を講ずること（第1項第4号）。

→ 再生資源物の中には、油、乾電池、リチウムイオン電池、バッテリーなど、火災の発生源となるおそれがあるものが含まれている場合があり、電池からの液漏れや短絡を要因として火災が発生するおそれがあることから、屋外保管に当たっては、火災の発生源となる可能性のあるものの分別等の措置を講ずる必要があります。

- ・屋外保管事業場において、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置を講ずること（第1項第5号）。

→ 屋外保管に当たっては、屋外保管事業場内の整理、整頓や清掃を行うことで、衛生的な環境を作り出すこと、また、害虫等が発生しないよう又は雨水の腐敗による悪臭が発生しないよう、雨水が溜まらないようにすることなどの措置を講ずる必要があります。

<第2項関係>

敷地面積が100平方メートルを超えない屋外保管事業場については、前項第1号の規定（囲いや掲示板の設置）は、適用しないことを定めるものです。

<第3項関係>

工業専用地域に屋外保管事業場を設置する場合にあっては、本市と環境の保全に関する協定を締結することをもって、第9条第1項第2号イの高さ並びに規則で定める再生資源物の一の保管の単位の面積及び保管の間隔に係る保管基準の規定に代えることができることを定めるものです。

○袖ヶ浦市火災予防条例（抜粋）

（可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）

第 3 3 条 別表第 8 の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの（以下「指定可燃物」という。）のうち可燃性固体類（同表備考第 6 号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。）及び可燃性液体類（同表備考第 8 号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。）並びに指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未滿の第 4 類の危険物のうち動植物油類（以下「可燃性液体類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア 可燃性固体類（別表第 8 備考第 6 号エに該当するものを除く。）にあっては危険物規則別表第 3 の危険物の類別及び危険等級の別の第 2 類のⅢの項において、可燃性液体類及び指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未滿の第 4 類の危険物のうち動植物油類にあっては危険物規則別表第 3 の 2 の危険物の類別及び危険等級の別の第 4 類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類が空欄のものにあっては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ アの内装容器等には、見やすい固所に可燃性液体類等の化学名又は通称名及び数量の表示並びに「火気厳禁」その他これと同一の意味を有する他の表示をすること。ただし、化粧品の内装容器等で最大容量が 300 ミリリットル以下のものについては、この限りでない。

(2) 可燃性液体類等（別表第 8 備考第 6 号エに該当するものを除く。）を収納した容器を詰め重ねて貯蔵する場合には、高さ 4 メートルを超えて積み重ねないこと。

(3) 可燃性液体類等は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。

(4) 前号の基準は、可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱うにあたって、同号の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合に

において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講ずること。

2・3 (略)

第10条（屋外保管事業場の立地基準）

（屋外保管事業場の立地基準）

第10条 屋外保管事業場の場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 住宅等（住宅、学校、病院、公民館、博物館、図書館、保育所、特別養護老人ホームその他の社会福祉施設及びこれらに類するものであり、これらの敷地を含む。以下同じ。）から屋外保管事業場の敷地の境界までの距離が100メートル以上であること。
 - (2) 屋外保管事業場の場所の土地の地形及び地質等が市民生活の安全及び生活環境の保全上支障がないものであること。
- 2 次に掲げる場合においては、前項第1号の規定は、適用しない。
- (1) 第6条第1項各号に該当する場合
 - (2) 第6条第1項の許可の申請後に前項第1号に規定する距離内に住宅等が設置される場合
 - (3) 市民生活の安全及び生活環境の保全上支障がないものとして市長が特に認める場合

【趣旨】

本条は、屋外保管事業場の立地基準について規定するものです。

【解説】

< 第1項関係 >

屋外保管事業場の場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない

ことを定めるものです。

- ・火災の延焼、騒音、振動等の影響等を考慮し、住宅等から屋外保管事業場の敷地の境界までの距離が100メートル以上であること（第1号）
- ・屋外保管事業場の場所の土地の地形及び地質等が市民生活の安全及び生活環境の保全上支障がないものであること（第2号）

<第2項関係>

次に掲げる場合においては、前項第1号の規定は、適用しないことを定めるものです。

- ・第6条第1項各号に該当する場合（第1号）
- ・第6条第1項の許可の申請後に前項第1号に規定する距離内に住宅等が設置される場合（第2号）
- ・市民生活の安全及び生活環境の保全上支障がないものとして市長が特に認める場合（第3号）

第 1 1 条（水質検査及び地質検査の報告）

（水質検査及び地質検査の報告）

第 1 1 条 許可屋外保管事業場設置者は、規則で定めるところにより、定期的に、許可に係る屋外保管事業場外への排水に係る水質検査及び屋外保管事業場内の土壌に係る地質検査を行い、遅滞なく、その結果を市長に報告しなければならない。

2 許可屋外保管事業場設置者は、屋外保管事業場内の水質又は土壌中に、環境基準に適合しない水質の汚濁又は土壌の汚染があることを確認したときは、直ちに、市長にその旨を報告しなければならない。

【趣旨】

本条は、水質検査及び地質検査の報告について規定するものです。

【解説】

< 第 1 項関係 >

許可屋外保管事業場設置者は、定期的に、屋外保管事業場内の水質検査及び地質検査を行い、遅滞なく、その結果を市長に報告しなければならないことを定めるものです。

< 第 2 項関係 >

許可屋外保管事業場設置者は、定期検査により環境基準に適合しない水質の汚濁又は土壌の汚染があることを確認したときは、直ちに、市長にその旨を報告しなければならないことを定めるものです。

第 1 2 条（記録及び閲覧）

（記録及び閲覧）

第 1 2 条 許可屋外保管事業場設置者は、規則で定めるところにより、許可に係る屋外保管事業場ごとに、次に掲げる事項を記録し、これを当該屋外保管事業場（当該屋外保管事業場に備え置くことが困難である場合にあっては、許可屋外保管事業場設置者の最寄りの事務所）に備え置き、屋外保管に関し市民生活の安全又は生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

- (1) 再生資源物を受け入れた場合には、受け入れた年月日並びに受入先ごとの受入量及び品目
- (2) 再生資源物を搬出した場合には、搬出した年月日並びに搬出先ごとの搬出量及び品目
- (3) 屋外保管事業場に係る水質検査及び地質検査の結果
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の記録は、備え置いた日から起算して 5 年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供しなければならない。

3 許可屋外保管事業場設置者は、第 1 項の規定により作成した記録を毀損し、亡失し、又は滅失したときは、規則で定めるところにより、直ちに市長に届け出なければならない。

【趣旨】

本条は、許可屋外保管事業場設置者は、記録を作成するとともに、利害関係者の求めに応じて閲覧させることを規定するものです。

【解説】

< 第 1 項関係 >

許可屋外保管事業場設置者は、屋外保管事業場ごとに、再生資源物の取引の年月日等を記録し、屋外保管事業場に備え置かなければならないことを定めるものです。

＜第2項関係＞

許可屋外保管事業場設置者は、記録を備え置いた日から起算して、5年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供しなければならないことを定めるものです。これは、水質又は土壌の汚染は、その影響が顕在化するまでに長期間を要する場合もあるため、責任の所在等を明らかにしておく必要があるためです。

＜第3項関係＞

許可屋外保管事業場設置者は、第1項の規定により作成した記録を毀損等したときは、直ちに市長に届け出なければならないことを定めるものです。

第13条（変更の許可等）

（変更の許可等）

第13条 許可屋外保管事業場設置者は、その許可に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、屋外保管事業場ごとに、市長に必要な事項を記載した申請書及びその添付書類を提出し、その許可を受けなければならない。ただし、屋外保管の全部若しくは一部を廃止したとき、又は規則で定める軽微な変更をしたときは、変更後、遅滞なく、市長に届け出ることをもって足りる。

2 第6条第5項及び第6項、第7条並びに第8条の規定は、前項の許可について準用する。

3 次に掲げる場合における第1項の規定による変更の許可は、屋外保管事業場の場所の土地の地形及び地質等並びに当該屋外保管事業場における屋外保管が市民生活の安全及び生活環境の保全上支障がないと市長が認めた場合に限り行うことができる。

(1) 当該屋外保管事業場の敷地から住宅等の敷地の境界までの距離が第9条第1項第1号に規定する距離未満である場合

(2) 当該屋外保管事業場の敷地の変更等により、住宅等から当該屋外保管事業場の敷地の境界までの距離が第9条第1項第1号に規定する距離未満となる場合

【趣旨】

本条は、許可屋外保管事業場設置者による変更の許可等について規定するものです。

【解説】

<第1項関係>

許可屋外保管事業場設置者は、許可に係る事項を変更しようとするときは、屋外保管事業場ごとに、市長の許可を受けなければなりません。ただし、屋外保管の全部若しくは一部を廃止したとき、又は規則で定める軽微な変更をしたときは、変更後、遅滞なく市長に届け出ることをもって足りることを定めるものです。

<第2項関係>

変更の許可を行う場合には、欠格要件に該当しないこと、屋外保管事業場が申請書に記載した屋外保管事業場の設置に関する計画に適合していること、事前協議を行うこと、説明会を開催することが必要である旨を定めるものです。

<第3項関係>

次に掲げる場合の変更の許可は、屋外保管事業場の場所の土地の地形や地質等が市民生活の安全や生活環境の保全上支障がないと市長が認めた場合に限り行うことができることを定めるものです。

- ・当該屋外保管事業場の敷地から住宅等の敷地の境界までの距離が第10条第1項第1号に規定する距離（100メートル）未満である場合
- ・当該屋外保管事業場の敷地の変更等により住宅等から当該屋外保管事業場の敷地の境界までの距離が第10条第1項第1号に規定する距離（100メートル）未満となる場合

第 1 4 条（名義貸しの禁止）

（名義貸しの禁止）

第 1 4 条 許可屋外保管事業場設置者は、自己の名義をもって、他人に当該許可に係る屋外保管事業場を使用させてはならない。

【趣旨】

本条は、許可屋外保管事業場設置者による名義貸しの禁止について規定するものです。

【解説】

許可屋外保管事業場設置者は、その名義について、許可を受けていない屋外保管事業者の使用させることを禁止する旨を定めるものです。

例えば、無許可の屋外保管事業者に対し、許可屋外保管事業場設置者が許可証の写しを貸与することなどにより、外見上許可を受けた者としての体裁を整えさせ、許可を受けた者の名義をもって業を行わせることをいいます。

なお、再生資源物の屋外保管に係る一部の契約（収集、運搬等）に基づき第三者へ委託することを禁止したものではありません。

第 1 5 条（屋外保管事業場の譲受け等）

（屋外保管事業場の譲受け等）

第 1 5 条 許可屋外保管事業場設置者から当該許可に係る屋外保管事業場を譲り受け、又は借り受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に必要な事項を記載した申請書及びその添付書類を提出し、その許可を受けなければならない。

2 第 6 条第 5 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定は、前項の許可について準用する。

3 第 1 項の許可を受けて屋外保管事業場を譲り受け、又は借り受けた者

は、当該屋外保管事業場に係る許可屋外保管事業場設置者の地位を承継する。

【趣旨】

本条は、許可屋外保管事業場設置者からの屋外保管事業場の譲受け等について規定するものです。

【解説】

許可屋外保管事業場設置者からの譲り受け、又は借り受けに伴う許可を受けた者の地位の承継について、屋外保管事業場を適正に管理する意思や能力を欠く者が譲受け等の許可を受けて、他人に譲渡することなどを防止するため、市長の許可が必要となることなどを定めるものです。

屋外保管事業場を適正に管理して屋外保管を行うに足りる者として、保管基準や立地基準に適合するものであることや、欠格要件に該当しないことが必要となります。

第 1 6 条（合併及び分割）

（合併及び分割）

第 1 6 条 許可屋外保管事業場設置者である法人の合併の場合（許可屋外保管事業場設置者である法人と許可屋外保管事業場設置者でない法人が合併する場合において、許可屋外保管事業場設置者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該許可に係る屋外保管事業場を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について、市長が承認したときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該屋外保管事業場を承継した法人は、許可屋外保管事業場設置者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可屋外保管事業場設置者の地位を承継した法人は、合併又は分割した日から 3 0 日以内に、規則で定めるところによ

り、その旨を市長に届け出なければならない。

3 第6条第5項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、第1項の承認について準用する。

【趣旨】

本条は、許可屋外保管事業場設置者である法人の合併や分割について規定するものです。

【解説】

<第1項関係>

許可屋外保管事業場設置者である法人の合併や分割に伴う地位の承継について定めるものです。

経営状況の悪化した許可屋外保管事業場設置者から当該許可屋外保管事業場設置者の地位を安価に承継し、転売する等の目的で実態のない会社を存続法人又は新設法人として承継を行うことで、屋外保管事業場の譲受けなどと同様に、不適正処理が行われるおそれがあるため、許可屋外保管事業場設置者である法人の合併や分割について、市長に申請書を提出し、市長の承認が必要となることを定めるものです。

<第2項関係>

許可屋外保管事業場設置者の合併又は分割は、事後の届出制とすることを定めるものです。

<第3項関係>

前条の屋外保管事業場の譲受け等と同様に、屋外保管事業場を適正に管理して事業を行うに足りる者として、第6条第5項の欠格要件に該当しないことが必要となることを定めるものです。

第 17 条（相続）

（相続）

第 17 条 許可屋外保管事業場設置者について相続があったときは、相続人は、許可屋外保管事業場設置者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可屋外保管事業場設置者の地位を承継した相続人は、相続の日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

【趣旨】

本条は、許可屋外保管事業場設置者の相続について規定するものです。

【解説】

< 第 1 項関係 >

許可屋外保管事業場設置者について、相続が発生した場合には、その相続人が、許可屋外保管事業場設置者の権利のみならず、本条例に定める責務等を含めてその地位を承継することを定めるものです。

< 第 2 項関係 >

許可屋外保管事業場設置者の相続は、事後の届出制とすることを定めるものです。

第 18 条（許可屋外保管事業場設置者に対する勧告及び命令）

（許可屋外保管事業場設置者に対する勧告及び命令）

第 18 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可屋外保管事業場設置者に対し、期限を定めて、必要と認める措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

- (1) 許可屋外保管事業場設置者の当該許可に係る屋外保管事業場が第 9 条第 1 項本文、第 10 条第 1 項又は規則で定める基準に適合しなくなったとき。
- (2) 許可屋外保管事業場設置者がこの条例の規定（第 3 条及び第 4 条を除く。）に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
- (3) 許可屋外保管事業場設置者が第 6 条第 7 項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の勧告を受けた許可屋外保管事業場設置者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該許可屋外保管事業場設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置を講ずるよう命じ、又は期間を定めて当該屋外保管事業場の全部若しくは一部の使用の停止を命ずることができる。

3 市長は、前 2 項の規定にかかわらず、屋外保管事業場が第 9 条第 1 項本文、第 10 条第 1 項又は規則で定める基準に適合しなくなったと認める場合において、その不適合により市民生活の安全及び生活環境の保全上支障が生じていると認めるときは、許可屋外保管事業場設置者に対し、期限を定めて、その支障を除去するために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

【趣旨】

本条は、許可屋外保管事業場設置者に対する勧告や命令について規定するものです。

【解説】

<第1項関係>

市長は、次のいずれかに該当するときは、許可屋外保管事業場設置者に対し、期限を定めて、必要と認める措置を講ずべき旨の勧告をすることができることを定めるものです。

- ・許可屋外保管事業場設置者の当該許可に係る屋外保管事業場が第9条第1項本文、第10条第1項又は規則で定める基準に適合しなくなったとき（第1号）。
- ・許可屋外保管事業場設置者がこの条例の規定（第3条及び第4条を除く。）に違反する行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき（第2号）。
- ・許可屋外保管事業場設置者が第6条第7項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき（第3号）。

<第2項関係>

市長は、前項の勧告を受けた許可屋外保管事業場設置者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、期限を定めて、その勧告に係る措置を講ずるよう命じ、又は期間を定めて当該屋外保管事業場の全部若しくは一部の使用の停止を命ずることができることを定めるものです。

<第3項関係>

市長は、屋外保管事業場が第9条第1項本文、第10条第1項又は規則で定める基準に適合しなくなつたと認める場合において、その不適合により市民生活の安全及び生活環境の保全上支障が生じていると認める

ときは、当該許可屋外保管事業場設置者に対し、期限を定めて、その支障を除去するために必要な措置を講ずるよう命ずることができることを定めるものです。

第 19 条（許可の取消し）

（許可の取消し）

第 19 条 市長は、許可屋外保管事業場設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

- (1) 第 6 条第 5 項第 2 号ウ若しくはエ（法第 25 条から第 27 条までの規定に係る部分若しくは法第 32 条第 1 項（法第 25 条から第 27 条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号ク、ケ若しくはスのいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 第 6 条第 5 項第 2 号コからシまで（同号ウ若しくはエ（法第 25 条から第 27 条までの規定に係る部分若しくは法第 32 条第 1 項（法第 25 条から第 27 条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号ク若しくはケに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 第 6 条第 5 項第 2 号コからシまで（同号オに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 第 6 条第 5 項第 2 号アからキまで又はコからシまでのいずれかに該当するに至ったとき（前 3 号に該当する場合を除く。）。
- (5) 前条第 1 項第 2 号に該当し情状が特に重いとき、又は同条第 2 項

若しくは第3項の規定による処分に違反したとき。

(6) 不正の手段により第6条第1項の許可（同条第2項の更新の許可を含む。）、第13条第1項本文の変更の許可又は第15条第1項の許可を受けたとき。

2 市長は、許可屋外保管事業場設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 第11条第1項又は第2項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 前条第1項第1号又は第3号のいずれかに該当するとき。

3 前2項の規定により屋外保管事業場の設置の許可を取り消された者又はその承継人（次項においてこれらを「旧許可屋外保管事業場設置者等」という。）は、当該許可を取り消された屋外保管事業場が規則で定める基準に適合していることについて市長の確認を受け、遅滞なく廃止しなければならない。

4 旧許可屋外保管事業場設置者等は、前項の屋外保管事業場を廃止するまでの間、当該屋外保管事業場についてなお前条及び第23条の規定（前条の規定に係る罰則を含む。）の適用を受ける。

【趣旨】

本条は、許可屋外保管事業場設置者の許可の取消しについて規定するものです。

【解説】

<第1項関係>

市長は、許可屋外保管事業場設置者が主に次のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならないことを定めるものです。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、5年を経過しない者
- ・罰金の刑に処せられ、5年を経過しない者
- ・許可屋外保管事業場設置者の行為が、違反行為に該当し、情状が特に

重いとき。

- ・不正の手段により屋外保管事業場の許可等を受けたとき。

<第2項関係>

市長は、許可屋外保管事業場設置者が次のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができることを定めるものです。

- ・水質検査及び地質検査の報告をしない、又は虚偽の報告をしたとき。
- ・屋外保管事業場が保管基準又は立地基準に適合しなくなったとき。
- ・許可に付した条件に違反したとき。

<第3項関係>

屋外保管事業場の設置の許可を取り消された者又はその承継人が当該許可を取り消された屋外保管事業場が規則で定める基準に適合していることについて市長の確認を受け、遅滞なく廃止しなければならないことを定めるものです。

<第4項関係>

前項の屋外保管事業場を廃止するまでの間、当該屋外保管事業場について、なお前条及び第23条の規定（前条の規定に係る罰則を含む。）の適用を受けることを定めるものです。

第20条（報告の徴収）

（報告の徴収）

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、屋外保管事業者、排出事業者又は再生資源物を運搬する事業を行う者に対し、再生資源物の屋外保管、排出若しくは運搬又は屋外保管事業場の構造若しくは維持管理に関し、必要な報告を求めることができる。

【趣旨】

本条は、屋外保管事業者等に対する報告の徴収について規定するものです。

【解説】

市長は、この条例の施行に必要な限度において、屋外保管事業者、排出事業者又は再生資源物の運搬を行う者から必要な報告を求めることができる旨を定めるものです。

第 2 1 条（立入検査）

（立入検査）

第 2 1 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、屋外保管事業者の屋外保管事業場、事務所その他の施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【趣旨】

本条は、屋外保管事業場等への立入検査について規定するものです。

【解説】

< 第 1 項関係 >

市長は、指定する職員に対して、条例の施行に必要な限度において、屋外保管事業場等に立入検査を行わせることができる旨を定めるものです。

< 第 2 項関係 >

立入検査をする職員は、立入検査の際、関係人の請求があったときは、その身分を示す証明書を屋外保管事業者その他の関係人に提示しなけれ

ばならないことを定めるものです。

<第3項関係>

立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない旨を定めるものです。

第22条（勧告及び命令）

（勧告及び命令）

第22条 市長は、次の各号（第18条第1項各号に該当する場合を除く。）のいずれかに該当するときは、屋外保管事業者に対し、期限を定めて、必要と認める措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

(1) 屋外保管事業場が第9条第1項本文、第10条第1項又は規則で定める基準に適合しないとき。

(2) 屋外保管事業者が違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

2 市長は、前項の勧告を受けた屋外保管事業者が、正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該屋外保管事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置を講ずるよう命じ、又は期間を定めて屋外保管事業場の全部若しくは一部の使用の停止を命ずることができる。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、屋外保管事業場が第9条第1項本文、第10条第1項又は規則で定める基準に適合しないと認める場合において、その不適合により市民生活の安全及び生活環境の保全上支障が生じていると認めるときは、屋外保管事業者に対し、期限を定めて、その支障を除去するために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

【趣旨】

本条は、屋外保管事業者に対する勧告や命令について規定するものです。

【解説】

命令を行う場合には、これに先立って、袖ヶ浦市行政手続条例に定めるところにより、利害関係者の利益を保護するとともに、行政処分の正当性を保障するため、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければなりません。

<第1項関係>

市長は、次のいずれかに該当するときは、屋外保管事業者に対して、期限を定めて必要と認める措置を講ずるよう勧告することができることを定めるものです。

- ・保管基準や立地基準等に適合しないとき。
- ・違反行為をしたとき。
- ・他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、唆し、又は他人が違反行為をすることを助けたとき。

<第2項関係>

市長は、屋外保管事業者が、正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、命令又は屋外保管事業場の全部又は一部の使用の停止を命ずることができることを定めるものです。

<第3項関係>

市長は、屋外保管事業場が第9条第1項本文、第10条第1項又は規則で定める基準に適合しないと認める場合において、その不適合により市民生活の安全及び生活環境の保全上支障が生じていると認めるときは、当該屋外保管事業者に対し、必要な措置を講ずるよう命ずることができることを定めるものです。

第 2 3 条（公表）

（公表）

第 2 3 条 市長は、第 1 8 条第 2 項若しくは第 3 項の命令を受けた許可屋外保管事業場設置者又は前条第 2 項若しくは第 3 項の命令を受けた屋外保管事業者が、正当な理由なく当該命令に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- （1） 当該命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
- （2） 当該命令の対象となった屋外保管事業場の所在地
- （3） 当該命令の内容

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる者に、意見を述べる機会を与えなければならない。

【趣旨】

本条は、命令に従わなかった屋外保管事業者等に対する公表について規定するものです。

【解説】

< 第 1 項関係 >

市長は、第 1 8 条第 2 項若しくは第 3 項の命令を受けた許可屋外保管事業場設置者又は前条第 2 項若しくは第 3 項の命令を受けた屋外保管事業者が、正当な理由なく当該命令に従わなかったときは、その旨を公表することができることを定めるものです。

< 第 2 項関係 >

公表しようとするときは、あらかじめ、公表の対象となる者に対し意見を述べる機会を与えることを定めるものです。

第 2 4 条（事故時の措置）

（事故時の措置）

第 2 4 条 屋外保管事業者は、屋外保管に係る火災又は事故により市民生活の安全又は生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続きその支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、その事故の状況及び講じた措置の概要を市長に届け出なければならない。

2 市長は、屋外保管事業者が前項に規定する応急の措置を講じていないと認めるときは、当該屋外保管事業者に対し、当該応急の措置を講ずるよう命ずることができる。

【趣旨】

本条は、屋外保管事業者による事故時の措置について規定するものです。

【解説】

< 第 1 項関係 >

屋外保管事業場において、市民生活の安全又は生活環境の保全上の支障を生ずるような事故が発生したときは、直ちに応急措置を講ずるとともに、市長に届け出なければならないことを定めるものです。

< 第 2 項関係 >

市長は、前項の応急措置について、必要な命令ができることを定めるものです。

第 25 条（許可等に関する意見聴取）

（許可等に関する意見聴取）

第 25 条 市長は、第 6 条第 1 項の許可、第 13 条第 1 項本文の変更の許可又は第 15 条第 1 項の許可をしようとするときは、第 6 条第 5 項第 2 号ケからスまでのいずれかに該当する事由（同号コからシまでのいずれかに該当する事由にあつては、同号ケに係るものに限る。次項において同じ。）の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くものとする。

2 市長は、第 19 条第 1 項の規定により許可を取り消そうとするときは、第 6 条第 5 項第 2 号ケからスまでのいずれかに該当する事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くことができる。

【趣旨】

本条は、許可等に関する意見聴取について規定するものです。

【解説】

この条例では、屋外保管事業場に係る許可の要件として、暴力団の排除の観点から、暴力団員等であることを許可の欠格事由としたことから、許可実務を適切に行う必要があるため、許可権限者である市長が、暴力団に関して必要な情報等を有する千葉県警察本部長に意見を聴くことについて定めるものです。

<第 1 項関係>

市長は、許可を行う際には、千葉県警察本部長に対して、欠格事由の該当の有無について意見を聴くものとする旨を定めるものです。

<第 2 項関係>

市長は、許可を取り消そうとするときは、千葉県警察本部長に対して、欠格事由の該当の有無について意見を聴くことができる旨を定めるものです。

第 26 条（関係行政機関等への照会等）

（関係行政機関等への照会等）

第 26 条 市長は、前条に規定するもののほか、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

【趣旨】

本条は、関係行政機関又は関係地方公共団体に対する照会や協力の求めについて規定するものです。

【解説】

屋外保管事業場への規制の円滑な施行や行政処分等の適正な執行を確保するために必要な情報収集をするため、関係行政機関や関係地方公共団体への照会や協力について定めるものです。

関係行政機関等には、この条例に基づく事務の施行に必要な範囲内で必要な情報、権限等を有する行政機関や地方公共団体を意味するものであり、ほかの都道府県、市町村、警察本部等についても広く含まれるものです。

なお、本条の規定による照会、協力の内容についても、この条例に基づく事務の施行に必要な範囲内で必要な事項を広く含むものです。

第 27 条（手数料）

（手数料）

第 27 条 第 6 条第 1 項の許可若しくは同条第 2 項の更新の許可、第 13 条第 1 項本文の変更の許可若しくは第 15 条第 1 項の許可又は第 16 条第 1 項の承認を受けようとする者は、その申請の際、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の手数料を納めなければならない。

- (1) 第 6 条第 1 項の規定に基づく屋外保管事業場の設置の許可の申請に対する審査 1 件につき 53,000 円
- (2) 第 6 条第 2 項の規定に基づく屋外保管事業場の設置の更新の許可の申請に対する審査 1 件につき 49,000 円
- (3) 第 13 条第 1 項本文の規定に基づく屋外保管事業場の変更の許可の申請に対する審査 1 件につき 44,000 円
- (4) 第 15 条第 1 項の規定に基づく屋外保管事業場の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査 1 件につき 18,000 円
- (5) 第 16 条第 1 項の規定に基づく許可屋外保管事業場設置者である法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査 1 件につき 18,000 円

2 前項の規定により徴収した手数料は、還付しない。

【趣旨】

本条は、屋外保管事業場の設置の許可等を受ける場合の必要な手数料について規定するものです。

【解説】

<第 1 項関係>

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条の規定により、特定の者のために行う事務について手数料を徴収できること、また、市が許可に係る事務に時間を要することから、許可の申請時に手数料を納付することを定めるものです。

なお、手数料の額については、無秩序な申請を抑制するため、先進自治体等における手数料との均衡を考慮して定めるものです。

<第2項関係>

許可の申請時に徴収した手数料については、その後に申請の取り下げ等があっても還付しないことを定めるものです。

○地方自治法（抜粋）

（手数料）

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第28条（適用除外）

（適用除外）

第28条 この条例の規定は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第13条の2第1号に定める廃棄物の処理に係る許可、認定、委託又は指定（以下この条において「許可等」という。）を受けた者が当該許可等に係る事業場において屋外保管を行う場合及び国又は地方公共団体が屋外保管を行う場合には、適用しない。

【趣旨】

本条は、この条例の適用除外について規定するものです。

【解説】

次に掲げる者が行う再生資源物の屋外保管については、この条例の適用を除外するものとします。

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の規定による廃棄物の処

理に係る許可、認定、委託又は指定を受けた者が当該許可等に係る事業場において屋外保管を行う場合

- ・国又は地方公共団体が屋外保管を行う場合

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抜粋）

（適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者）

第十三条の二 法第十七条の二第一項の環境省令で定める者は、有害使用済機器の保管（当該保管と併せて行う処分又は再生を含む。第一号及び第五号において同じ。）を業として行おうとする者（次のいずれかに該当する場合に限る。）とする。

一 令第十六条の二各号に掲げる機器が廃棄物となつたものの処理（有害使用済機器の保管、処分又は再生を業として行おうとするときは、それぞれ当該廃棄物の保管、処分又は再生）に係る次に掲げる許可、認定、委託又は指定（以下この号において「許可等」という。）を受け、かつ、当該許可等に係る事業場において有害使用済機器の保管を業として行おうとする場合

- イ 法第七条第一項の許可
- ロ 法第七条第六項の許可
- ハ 法第九条の八第一項の認定
- ニ 法第九条の九第一項の認定
- ホ 法第十四条第一項の許可
- ヘ 法第十四条第六項の許可
- ト 法第十五条の四の二第一項の認定
- チ 法第十五条の四の三第一項の認定
- リ 第二条第一号の委託
- ヌ 第二条第二号の指定
- ル 第二条第四号の指定
- ヲ 第二条の三第一号の委託
- ワ 第二条の三第二号の指定

- カ 第二条の三第四号の指定
- コ 第九条第二号の指定
- ク 第九条第四号の指定
- ケ 第十条の三第二号の指定
- コ 第十条の三第四号の指定
- ツ 特定家庭用機器再商品化法第二十三条第一項の認定
- ネ 特定家庭用機器再商品化法第二十三条第一項の認定を受けている者からの委託（当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）
- ナ 特定家庭用機器再商品化法第三十二条第一項の指定
- ラ 特定家庭用機器再商品化法第三十二条第一項の指定を受けている者からの委託（当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）
- ム 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第十条第三項の認定
- ウ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第十条第三項の認定を受けている者からの委託（当該認定に係る同法第十一条第四項第一号の認定計画に従って行われる場合に限る。）

二～六 （略）

第 29 条（委任）

（委任）

第 29 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、この条例の施行に関し必要な事項については、規則で定めることについて規定するものです。

【解説】

本条例では、各条において規則に委任する旨を規定（第 6 条に規定する屋外保管事業場の許可、第 8 条に規定する説明会の開催等）しているところですが、このほかにも屋外保管に係る事務を実施するに当たり、細目的な事項については、地方自治法第 15 条第 1 項の規定により、規則を制定して委任することを定めるものです。

○地方自治法（抜粋）

〔規則〕

第十五条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

第30条（罰則）

（罰則）

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第6条第1項の規定に違反して、屋外保管事業場を設置した者
- (2) 不正の手段により第6条第1項の許可又は同条第2項の更新の許可を受けた者
- (3) 第13条第1項本文の規定に違反して、許可に係る規則で定める事項を変更した者
- (4) 不正の手段により第13条第1項本文の変更の許可を受けた者
- (5) 第14条の規定に違反して、他人に屋外保管事業場を使用させた者
- (6) 第18条第2項若しくは第3項又は第22条第2項若しくは第3項の規定による命令に違反した者

【趣旨】

本条は、この条例に違反した場合の罰則について規定するものです。なお、処罰水準については、廃棄物処理法や先進自治体の条例を参考に定めています。

【解説】

次に掲げる者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金の対象とすることを定めるものです。

- ・ 無許可で屋外保管事業場を設置した者
- ・ 不正の手段により屋外保管事業場の許可又は更新の許可を受けた者
- ・ 無許可で許可に係る事項を変更した者
- ・ 不正の手段により屋外保管事業場の変更の許可を受けた者
- ・ 自己の名義をもって、他人に屋外保管事業場を使用させた者
- ・ 勧告に係る命令等に違反した許可屋外保管事業場設置者

第 3 1 条

第 3 1 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 6 条第 6 項（第 1 3 条第 2 項で準用する場合を含む。）の規定に違反して、屋外保管事業場を使用した者
- (2) 第 1 5 条第 1 項の規定に違反して、許可に係る屋外保管事業場を譲り受け、又は借り受けた者
- (3) 第 2 4 条第 2 項の規定による命令に違反した者

【解説】

次に掲げる者は、6 月以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金の対象とすることを定めるものです。

- ・ 市長から計画に適合していると認められる前に、屋外保管事業場を使用した者
- ・ 市長の許可を受けずに、屋外保管事業場を譲り受け、又は借り受けた者
- ・ 事故時の応急の措置命令に違反した屋外保管事業者

第 3 2 条

第 3 2 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 1 1 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第 1 2 条第 1 項の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかつた者
- (3) 第 1 3 条第 1 項ただし書又は第 1 7 条第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (4) 第 2 0 条の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第 2 1 条第 1 項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

【解説】

次に掲げる者は、30 万円以下の罰金の対象とすることを定めるものです。

- ・水質検査又は地質検査の報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- ・再生資源物の取引の年月日等の記録をせず、若しくは虚偽の記録をし、又は虚偽の報告をした者
- ・屋外保管の全部若しくは一部を廃止したとき、又は軽微な変更をしたにもかかわらず、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- ・市長からの報告の求めに対して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- ・職員による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第 3 3 条（両罰規定）

（両罰規定）

第 3 3 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

【趣旨】

本条は、行為者のほか、雇用主にも罰則を適用することについて規定するものです。

【解説】

法人又は個人事業主の従業員等が、その法人又は個人事業主の業務として罰則規定に定める違反を行った場合には、行為者本人を罰するほか、雇用主である法人又は個人事業主に対しても、罰則規定に基づく罰金の対象とすることを定めるものです。

附 則

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第30条から第33条までの規定は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に市内に存する屋外保管事業場（以下「既存屋外保管事業場」という。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に設置されたものとみなす。
- 3 既存屋外保管事業場については、第6条第6項、第7条、第8条及び第10条第1項第1号の規定は、適用しない。
- 4 既存屋外保管事業場については、第9条の規定は、施行日から令和5年6月30日までの間は、適用しない。
- 5 この条例の施行の際現に屋外保管を行っている者（第6条第1項各号の規定に該当するものに係るものを除く。以下「従前の屋外保管事業者」という。）は、令和5年4月30日までに従前の屋外保管事業者である旨を市長に届け出なければならない。
- 6 前項の規定により届け出た従前の屋外保管事業者は、令和5年6月30日までに規則で定める事項を市長に届け出なければならない。
- 7 従前の屋外保管事業者は、既存屋外保管事業場について、令和5年6月30日までに周知事項を周辺住民等に周知するために必要な規則で定める措置を講じなければならない。
- 8 従前の屋外保管事業者は、令和5年4月30日までに、この条例の施行の際現に保管している再生資源物の品目及び数量を記載した記録を作成しなければならない。
- 9 前項の規定により作成した記録については、第12条第1項の規定により作成した記録とみなして、この条例の規定を適用する。

10 附則第5項及び第6項の規定による届出をした従前の屋外保管事業者は、その届出に係る既存屋外保管事業場について、施行日に第6条第1項の許可を受けたものとみなす。

(施行前の準備)

11 この条例を施行するために必要な規則の制定、第7条の規定による事前協議及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

【趣旨】

本附則は、本条例を施行するための必要な付随的事項を定めるものです。

【解説】

<第1項関係>

本条例の施行期日について定めるものです。

<第2項関係>

この条例の施行の際現に市内に存する屋外保管事業場を「既存屋外保管事業場」といいます。既存屋外保管事業場は、この条例の施行日に設置されたものとみなすことを定めるものです。

<第3項関係>

既存屋外保管事業場は、事前協議、説明会の開催等の規定を適用しないことを定めるものです。

<第4項関係>

既存屋外保管事業場は、令和5年6月30日までは、屋外保管事業場の保管基準を適用しないことを定めるものです。

<第5項関係>

この条例の施行の際現に屋外保管を行っている者（以下「従前の事業者」といいます。）は、令和5年4月30日までに、従前の事業者である旨を市長に届け出なければならないことを定めるものです。

< 第 6 項関係 >

従前の事業者は、令和 5 年 6 月 3 0 日までに規則で定める事項を市長に届け出なければならないことを定めるものです。

< 第 7 項関係 >

従前の事業者は、既存屋外保管事業場について、令和 5 年 6 月 3 0 日までに周知事項を周辺住民に周知しなければならないことを定めるものです。

< 第 8 項関係 >

従前の事業者は、令和 5 年 4 月 3 0 日までに、再生資源物の品目等の記録を作成しておかななければならないことを定めるものです。

< 第 9 項関係 >

前項の規定により作成した記録は、この条例の規定により作成した記録とみなして、この条例の規定を適用することを定めるものです。

< 第 1 0 項関係 >

届出をした従前の事業者は、その届出に係る既存屋外保管事業場について、施行日に第 6 条第 1 項の許可を受けたものとみなすことを定めるものです。

< 第 1 1 項関係 >

本条例の施行に必要となる規則の制定、事前協議等その他必要な行為は、この条例の施行日前でも行うことができることを定めるものです。